

# 第1章 静岡県の計画と現況

## 1 静岡県の男女共同参画に関する計画の概要

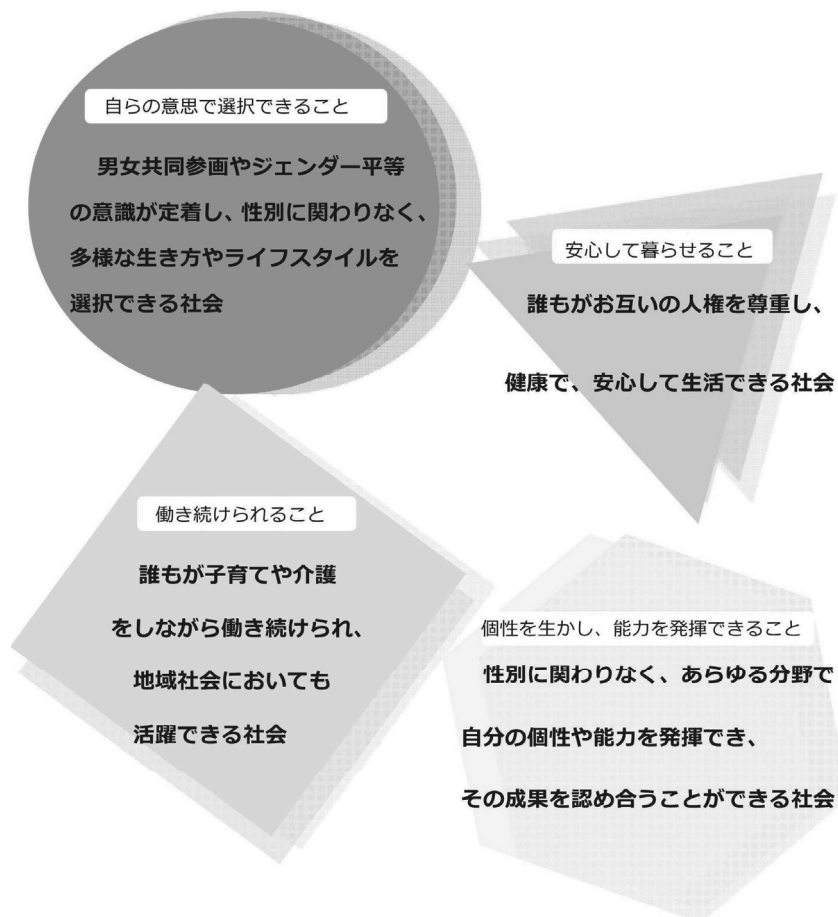
本県では、「誰もが個性を活かし能力を発揮できる社会」を目指し、平成 13(2001)年に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか 2010”」(計画期間:2003年度から2010年度まで)、「第2次静岡県男女共同参画基本計画」(計画期間:2011年度から2020年度まで)により、様々な取組を進めてきました。

県では、令和3年2月に、固定的な性別役割分担意識の解消等、「第2次静岡県男女共同参画基本計画」の評価で明らかになった課題や、新たな課題に対処するため、継続した計画として「第3次静岡県男女共同参画基本計画」(計画期間:2021年度から2025年度まで)を策定しました。

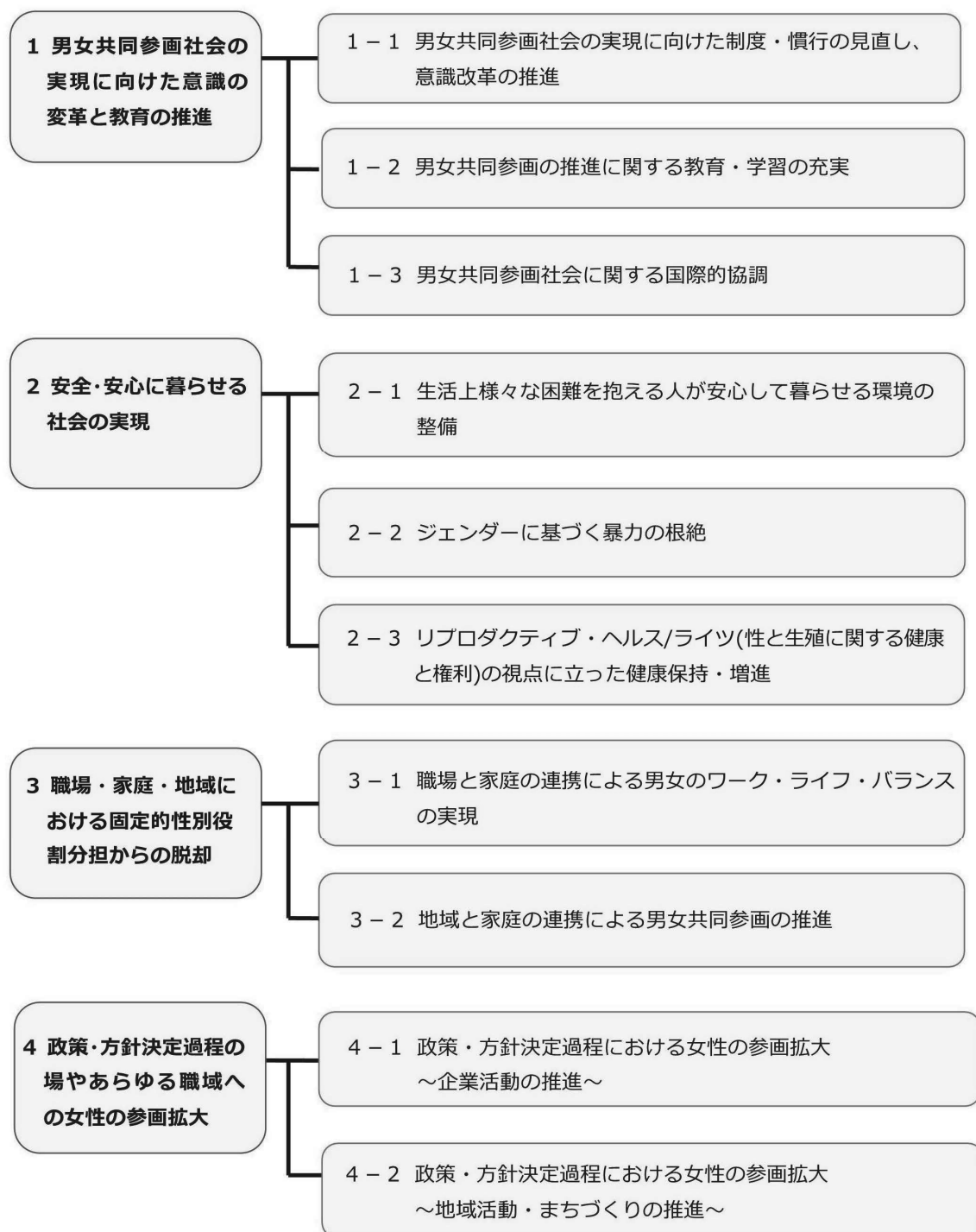
本章では、様々な統計データを用いて、「第3次静岡県男女共同参画基本計画」の4つの大柱による計10本の基本的施策ごとに静岡県の男女共同参画の状況を示します。第2章では、静岡県の男女共同参画施策の実施状況を掲載します。第3章では、県内各市町の現況を示し、また、第4章は参考資料として、男女共同参画に関するデータの全国比較と国際的に見た日本の男女共同参画の状況を掲載します。

## 2 第3次静岡県男女共同参画基本計画の概要

- (1) 計画期間 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度(5年間)
- (2) 基本目標 「ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現」

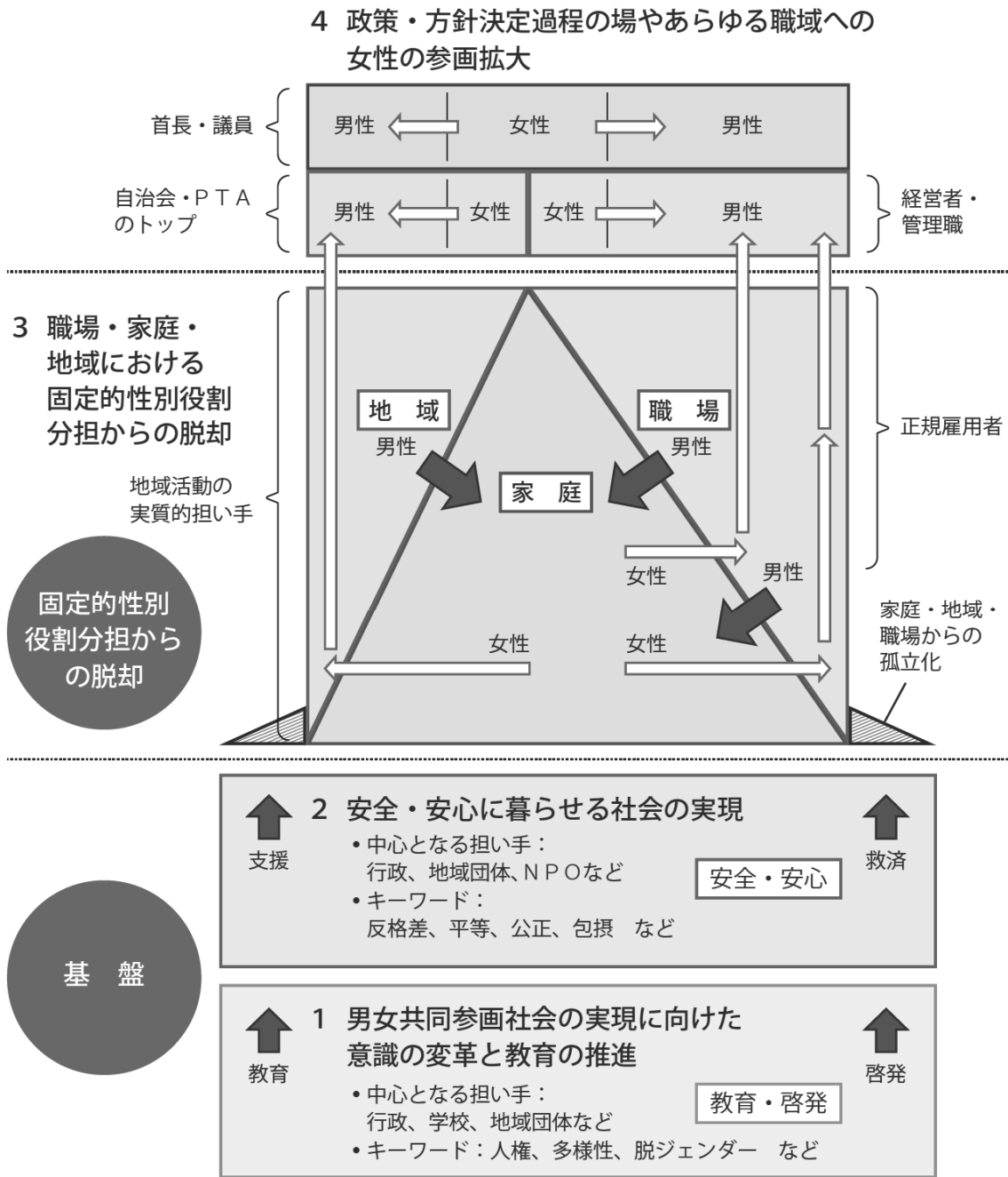


(3) 施策の体系図



※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第1項に基づく「都道府県推進計画」として位置づけます。なお、同計画に該当する施策は、3-1、4-1及び1-2の一部です。

(4) 計画の概念図



○男女共同参画社会の実現に向けて、「教育・啓発」、「安全・安心」に係る施策を施策推進の基礎とします。

○各生活の場に存在する男性・女性の壁を壊し、性別の枠を超えた大きな循環をつくり出します。

○政策・方針決定過程の場やあらゆる職域への女性の参画拡大を進めます。

(5) 成果指標一覧

	指 標	現状値	目標値
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と教育の推進	「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識にとらわれない男性の割合	(令和元(2019)年度) 59.1%	(令和7(2025)年度) (新) 80% * (旧) 65%
	「ジェンダー」という用語を知っている(「知っている」+「聞いたことがある」)人の割合	(令和元(2019)年度) 59.4%	(令和7(2025)年度) (新) 90% * (旧) 70%
	男性の家事・育児関連時間	(令和3(2021)年度) 2時間50分	(令和7(2025)年度) (新)3時間30分* (旧)前年度より増加

	指 標	現状値	目標値
2 安全・安心に暮らせる社会の実現	きまって支給する現金給与額(男女格差：/男性を100とした場合)	(令和元(2019)年度) 69.8%	継続的に格差縮小
	精神的な暴力をDVとして認識している人の割合(夫婦やパートナー間で「他の異性と会話を許さない」という行為をされた場合に暴力として認識している人の割合)	(令和元(2019)年度) 76.5%	(令和7(2025)年度) 80%
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という用語を知っている(「知っている」+「聞いたことがある」)人の割合	(平成21(2009)年度) 12.4%	(令和7(2025)年度) 30%

	指 標	現状値	目標値
3 職場・家庭・地域における固定的性別役割分担からの脱却	男性の育児休業の取得率	(令和元(2019)年度) 6.5%	(令和6(2024)年度) 13%
	市町の防災会議に占める女性割合	(令和2(2020)年度) 8.7%	(令和7(2025)年度) 10%

	指 標	現状値	目標値
4 政策・方針決定過程の場やあらゆる職域への女性の参画拡大	事業所の管理職に占める女性の割合	(令和元(2019)年度) 係長 24.9% 課長 12.9% 部長 9.8%	(令和7(2025)年度) 係長 30.0% 課長 18.0% 部長 12.0%
	自治会長に占める女性割合	(令和2(2020)年度) 1.9%	(令和7(2025)年度) 6%

\* 令和3年度「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施した結果、成果指標について、計画策定時(令和3年2月)に設定した目標値を達成したなどしたため、目標値の変更を行った。

**【参考】第2次静岡県男女共同参画基本計画・第3期実践計画(H30～R2)の評価結果**

1 全体概要

県男女共同参画推進条例第7条第2項に基づき策定した「第2次静岡県男女共同参画基本計画」の第3期実践計画(平成30年度～令和2年度)に掲げる目標数値等について、評価を実施した。

2 指標66項目に基づく評価結果

(1) 評価結果

B－（ある程度進んでいるが十分ではない）

区分（基本的施策）		第2期 H26～H29	第3期 H30～R2	
I 土壌づくり	1	男女共同参画社会の実現に向けた制度・慣行の見直し、意識改革の推進	C	C
	2	男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する教育・学習の充実	B－	B＋
	3	男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けた取組の促進	B－	C
II 環境づくり	1	男女が共に子育てや介護等に主体的に関わることができる環境の整備	B	B－
	2	男女の健康の保持・増進に向けた支援	B－	C
	3	生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	B－	B－
III 社会づくり	1	政策や方針を決定する過程への女性の参画拡大に向けた取組の促進	B	B
	2	男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備	B－	B
	3	国際社会及び地域社会の一員として行う活動への参画支援	B	B＋
	4	地域の課題解決に向けた実践的な取組の推進	B	B
全体評価（基本的施策ごとの評価を総括）		B－	B－	

<評価結果の見方> A：極めて順調に進んでいる、B<sup>+</sup>：順調に進んでいる、  
 B：ある程度進んでいる、B<sup>-</sup>：ある程度進んでいるが十分ではない、  
 C：今後、積極的な取組が必要

・計画に掲げる66項目の指標のうち、評価不能又は評価対象外の3項目を除く63項目について、所管課(室)による評価を行った結果、A評価が17項目、B評価が15項目、C評価が31項目となり、全体を総括した内部評価は「B－」となった。

第1章 静岡県の計画と現況／第2次静岡県男女共同参画基本計画・第3期実践計画の評価結果

◎第2次静岡県男女共同参画基本計画第3期実践計画（H30～R2）の評価概要

基本目標	方針	基本的施策	評価	評価の概要・主な指標（令和2年度末実績）	
誰もが個性を活かし能力を發揮できる理想郷“ふじのくに”づくり	I 男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり	1 男女共同参画社会の実現に向けた制度・慣行の見直し、意識改革の推進	C	<p>固定的な性別役割分担意識にとらわれない割合が少しずつ改善する一方で、男女の平等感については進展が不十分であり、制度・慣行の見直しがまだ十分ではない。男女共同参画の啓発や意識改革への取組を引き続き推進していく必要がある。</p> <p>・「男は仕事、女は家事・育児」という役割分担意識にとらわれない男性の割合 2017（基準値）：55.4%⇒2019：59.1%と増加した。 ・性別にかかわらず個性と能力を發揮できる機会が確保されていると思う県民の割合 2017（基準値）：32.5%⇒2019：30.1%と減少した。</p>	
		2 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する教育・学習の充実	B+	<p>男女の人権の尊重や男女平等の意識定着を図るため、子ども・若者に対する男女共同参画について学ぶ機会の充実が求められる。また、学校関係者に対する研修や、児童・生徒に対する教育・学習機会を提供していく必要がある。</p> <p>「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合 2017（基準値）：37.1%⇒2020：48.2%と増加した。 男女共同参画に関する題材を扱ったり、その考えを組み入れたりするなどした授業、講座や活動等を実施した学校の割合 全ての校種で基準値を上回った。</p>	
		3 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント等の根絶に向けた取組の促進	C	<p>「過去1年間にDVを受けたことがある人の割合」は増加し、基準値から後退しているが、ドメスティック・バイオレンス等の認知度向上により、従来は潜在化していた被害が顕在化したことも増加の一因と考えられる。引き続き、市町と連携し、相談体制などの環境整備を進める。</p> <p>過去1年間にドメスティック・バイオレンスを受けたことがある人の割合 2017：2.9%（基準値）⇒2019：4.0%と増加した。 市町におけるドメスティック・バイオレンス防止ネットワーク設置市町数 2017：29市町（基準値）⇒2020：33市町と増加した。</p>	
		II 誰もが安心して暮らすことのできる環境づくり	1 男女が共に子育てや介護等に主体的に関わることができる環境の整備	B-	<p>男性の育児休業の取得率や保育所等待機児童数等、改善傾向にあるが、目標には達しなかった。今後も子育てを支援する環境づくりに関する施策を更に推進していくことが求められる。</p> <p>男性の育児休業の取得率 2015：2.9%（基準値）⇒2020：9.2%と増加しているが、目標値（13%）を下回った。 保育所等待機児童数 2017：456人（基準値）⇒2020：122人と減少しているが、目標値（0人）には達しなかった。</p>
			2 男女の健康保持・増進に向けた支援	C	<p>成人の喫煙率等の指標は改善傾向にあるが、目標との隔たりが大きい。受診に向けた啓発や、医療体制の整備など、男女の健康の保持・増進に向けた一層の取組が必要である。</p> <p>成人の喫煙率（喫煙習慣のある人） 2016：20.1%（基準値）⇒2019：18.6%と改善傾向にあるが、目標値（12%）とは乖離がある。</p>
			3 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	B-	<p>ひとり親家庭に対する細かな支援を充実させていくとともに、高齢者や障害者などの社会参画等について、積極的な支援を進めていくことが求められる。</p> <p>社会参加している高齢者の割合 2016：48.5%（基準値）⇒2019：72.4%と目標値（70%）を上回った。</p>
	III 元気で活力のある社会づくり	1 政策や方針を決定する過程への女性の参画拡大に向けた取組の促進	B	<p>政策や方針を決定する過程への女性の参画拡大に向けた取組の促進については、全体的に数値が伸びているものの、数値自体が低い現状にある。今後も市町との連携を強化し、女性があらゆる職域で自らの希望に応じて個性と能力を發揮し、働き続けられる社会を実現するための取組を引き続き進めていくことが求められる。</p> <p>事業所の管理職に占める女性の割合（係長、課長、部長、それぞれの相当職） 全体として増加傾向にある。 係長2015：21.3%（基準値）⇒2020：27.1% 課長2015：11.9%（同上）⇒2020：14.5% 部長2015：7.8%（同上）⇒2020：11.1%</p>	
		2 男女が共に能力を發揮できる就業環境の整備	B	<p>「仕事と子育て（介護）の両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合」は増加傾向にある。「決まって支給する現金支給額」の男女格差も改善しているが、依然男女間の隔たりは大きい。男女がともに能力を發揮できる職業環境の整備については、施策の更なる充実が求められる。</p> <p>仕事と子育て（介護）の両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合 2017：76.6%（基準値）⇒2020：88.8%と増加している。 決まって支給する現金支給額（男女格差：/男性を100とした場合） 2016：68.7%⇒2020：71.4%と改善傾向にあるが、男女間の格差は依然大きい。</p>	
		3 国際社会及び地域社会の一員として行う活動への参画支援	B+	<p>公立学校PTA会長の女性割合は増加傾向にある。今後も男女の固定的性別役割分担意識にとらわれない地域活動をさらに促進していく。</p> <p>公立学校PTA会長の女性割合 小学生、中学生PTA会長ともに目標を達成した。</p>	
		4 地域の課題解決に向けた実践的な取組の推進	B	<p>男女共同参画に関する条例及び計画は、市町の推進体制の根幹となるため、市町担当職員会議等の機会を捉えて、策定に必要な情報提供等の支援を行っていく。また、女性防災リーダー育成講座等の各種講座の実施により、地域における女性リーダーの育成を図っていくとともに、男女の固定的性別役割分担意識にとらわれない地域活動を推進していくことが必要である。</p> <p>市町の男女共同参画に関する条例制定率及び計画策定率 条例策定は横ばいだが、計画策定は2017：85.7%（基準値）から2019：94.3%と改善している。</p>	
	全体評価	B-			